

新潟市立味方中学校いじめ防止基本方針

文部科学省および新潟市の基本方針を受け、「いじめ防止対策基本法」をもとに、学校および学校教員の責務（第8条）から、「いじめ」は絶対に許されない行為として、いじめ防止基本方針を策定する。また、本校に在籍する生徒の保護者、地域、関係機関と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止および発見に取り組み、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切にこれに対処する。

1 いじめ防止に向けた基本方針

〈基本理念〉

いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起これうる深刻な人権問題である。このことを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう、保護者、地域、関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。

〈いじめの定義〉

いじめとは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義されている。（「いじめ防止対策基本法総則」より）生徒は、学校の内外を問わず決していじめを行ってはならない。また、いじめを見逃してはならない。

〈学校及び教職員の責務〉

学校は、学校の内外を問わず、いじめが行われることなく、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じるものとする。また、教職員は、全力をあげていじめの未然防止、早期発見、早期対応、再発防止等、いじめの防止に努めるものとする。特に、早期発見については、生徒の変化を観る目を養い、いじめの兆候を決して見逃さないものとする。

2 いじめ防止対策の基本となる事項

〈基本方針〉

- (1) 全教育活動を通して、「いじめは絶対にしない、許さない、見逃さない学校づくり」を推進し、生徒、教職員、保護者、地域が一丸となっていじめ防止に努める。
- (2) 学級、学年、部活動などが望ましい集団となるよう指導の充実を図り、生徒一人ひとりの自己有用感、自己肯定感を高めるよう努める。
- (3) 生徒の豊かな心を育み、自他を尊重する精神を養うために、全教育活動を通じて、道徳教育の充実を図る。
- (4) いじめ防止対策については、「予防」「対応」「相談」「組織」「連携」の観点から対策を講じる。

※インターネットを通じて行われるいじめ、重大事態に対する対策については別項目を設ける（後述）。

〈いじめに対する基本的な対策〉

予防に関するここと

- (1) 学年、学級、部活動などで望ましい仲間づくりを推進するとともに、道徳の時間や人権教育の充実を図る。
- (2) 生徒の変化を適切にとらえるために、毎日の「やりとり帳」の点検と月に1回の「あじかたアンケート（生活アンケート）」で、いじめに関する情報とそれにつながりそうな情報を収集する。
- (3) 教職員は平素から生徒との関わりを深め、生徒の心の動きに敏感になるよう努めたり、休み時間の見回りをしたりなどで、生徒の人間関係の動きにも敏感になるよう努める。
- (4) 生徒同士でのコミュニケーションスキルの向上や思いやりの心の育成に努める。
- (5) 各行事で生徒自身が目標や思いをもって活動することを通して、生徒達が自己有用感を高めたり、豊かな人間関係を築けたりするよう支援する。
- (6) あいさつの活性化を図り、積極的に人と関わる力を引き出し、明るい校風をつくる。
- (7) 教育相談を年2回行い、生徒と教職員との信頼関係を深めるとともに、個に応じたきめ細かな指導の機会を作る。
- (8) 保護者会や学校だより、学年だより、学級だより等を通じて、保護者から学校教育への関心を深めてもらい、保護者と教職員の連携体制も確立する。
- (9) 小学校との連携を図り、いじめに関わる事実の提供や情報収集をきめ細かく行う。

対応に関するここと（新潟市教育委員会　いじめの初期対応ガイドブックに基づき対応）

(1) いじめ情報のキャッチ

職員がいじめの情報をキャッチする要点を理解する。月に1度あじかたアンケートを実施して、即日チェックする。見守り体制を整備する。

(2) 正確な実態把握

被害生徒、加害生徒、周りの生徒からの聴き取り、時系列に記録する。

(3) 指導体制と方針の決定

校内いじめ対応ミーティングを開く。会議の中で指導方針の決定、役割分担を行う。

(4) 生徒への支援・指導

被害生徒を全力で支援し、心配や不安を取り除く。加害生徒に対しては起こした原因を聴き取り、内省をはかり、職員はいじめ行為に対して毅然とした指導を行う。

(5) 保護者への連絡・連携

保護者には即日連絡をとり、起こったこと、学校の方針を話す。そして学校と保護者の連携方法を話し合う。被害保護者には支援を、加害保護者には助言を行う。

(6) その他の対応

被害生徒に対し継続的な支援を行う。実態に応じてスクールカウンセラー、教育委員会の SST（スーパーサポートチーム）、SSW（スクールソーシャルワーカー）と連携する。いじめを予防する観点から、わかる授業の展開、心の教育を充実させる。

組織に関すること

〈学校内組織〉

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」

構成委員は、校長、教頭、当該学年担任、生徒指導部、養護教諭とし、いじめ・不登校対策の取組の充実を図る。

(2) 「生徒指導委員会」

構成委員は、校長、教頭、教務、学年主任、生徒指導主事、特別支援CO、養護教諭とし、週1回の定例会を開催し、学年生徒の情報を共有し、場合によって全校体制での指導の策を講じる。

(3) 「生徒理解の会」

全教職員で、年1回行い、問題傾向を有する生徒の現状や指導、過去のいじめやからかい事案などの情報を共有する。

(4) 「生徒情報交換会」

全教職員で構成し、月1回職員会議後行い、各学年の気になる生徒や配慮してほしい生徒、支援してほしい内容を伝える。

3 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

(1) 携帯電話、スマートフォンおよびインターネットに接続できる通信機器については、貸与されるiPad以外校内での使用は禁止とする。

(2) ネットトラブル発生時は、必要に応じて教育委員会、関係機関と連携を密にして、速やかに現状が改善されるよう努める。また、被害生徒と保護者への支援、加害生徒と保護者への指導を十分に行うとともに、事案の推移についても継続的に注視し、再発防止に努める。

(3) 情報モラル教育を図るため、インターネットの利点と欠点について道徳部、特別活動部、技術・家庭科が連携して指導を行う。

(4) インターネットの危険性やSNSの誤った利用による人間関係トラブル等に関する講演会、学習会を開催する。

4 重大事態発生時の対応について

※ 重大事態とは、法第28条第1項において、次に掲げる場合をいじめの重大事態としている。

- | | |
|--|---|
| 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 | 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することをよぎなくされている疑いがあると認めるとき。 |
|--|---|

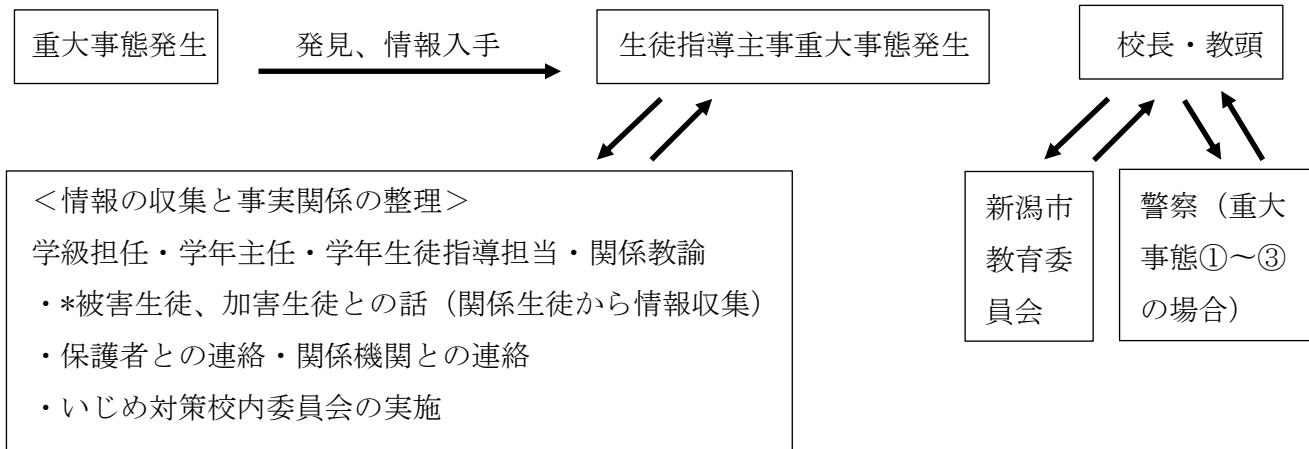
具体的には、つぎのようなケースが想定される。

- ① 自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
- ⑤ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安）

(1) 対応、調査について

- ① 事実を明確にすることを目的にいつ、誰がどのように関わったか、学校及び教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り多方面から情報収集し、整理することで、いじめの全体像を把握する。
- ② 調査については、新潟市教育委員会の新潟市いじめ防止対策等専門委員会によって行う。学校は、客観的な事実関係を速やかに調査し、情報を新潟市教育委員会へ提出する。

(2) 対応全体図について



*被害生徒について

① 被害生徒からの聴き取りが可能な場合

学級担任、または学年部職員から、いじめの状況について、丁寧な聴き取りをする。また、周囲の生徒に対してもアンケートや聴き取りを行う。その際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先として調査を実施する。

② 被害生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、被害生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、適切な方法で調査を進める。

5 年間指導計画

月	行事	生徒指導・教育相談	特別活動	日々の取組
4	入学式 修学旅行	生徒理解の会 生徒指導委員会（週1回） 生徒情報交換会（毎月1回） あじかたアンケート（毎月1回）	生徒会入会式	○日常の様子をよく観察する ・学級担任、教科担任との連携、情報共有
5	先人に学ぶ集い	教育相談	ビルドアップ研修 生徒総会	○小学校との連携 ○保護者との連携（保護者面談、電話連絡等）
6	白根大凧合戦			
7	南区未来創造教室発表会		いじめ見逃しゼロ集会	
8				○外部との連携
9	体育祭		ビルドアップ研修	スクールガードリーダー、味方駐在所、民生委員、CS等
10	音楽祭 防災教室			
11	南区未来創造教室発表会	教育相談		○いいあいさつの日（5～11月のPTA活動）
12			全校レク	
1			生徒総会	
2				
3	卒業式			